

入所のご案内

介護老人保健施設 西の京をご利用の皆様へ

社会福祉法人保健福祉の会

介護老人保健施設西の京

〒604-8454 京都市中京区西ノ京小堀池町 16

電話 075-821-3388

FAX 075-821-3114

ご利用の皆様へ

介護老人保健施設西の京は、安心して高齢期を過ごしたいと願う、多くの方々のご協力と京都民医連に加盟する全ての院所・事業所が力を合わせて、右京病院跡地に 2000 年 4 月開所いたしました。

当施設では、病気や障害があっても、高齢者が心豊かに過ごされるように、必要な介護や、健康管理を受けながら、家庭復帰をめざして、日常生活動作のリハビリ訓練を行います。また、地域に開かれた施設として、ボランティアの方々と共に高齢者の生きがいをづくりのセンターとなるよう努力していきます。

西の京の理念

- 1、高齢者の特性を理解し、その人らしさを尊重し安心して楽しく生活ができるようなサービスを提供します。
- 2、生活の質（QOL）の向上を常に心がけ、日常生活援助を通して、自立と家庭復帰ができるよう援助します。
- 3、在宅介護支援のため、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等を充実させ、また施設・技術・知識を提供します。
- 4、関係機関や地域の方々との連携を強め、地域に開かれた施設となるよう努力します。
- 5、よりよいチームワークを築き、学ぶ姿勢を忘れず、働きがいやりがいある職場をつくり、倫理と責任をもち、人間性のある高度なケアを提供できるよう努力します。

4、飲食等嗜好品の扱いについて

- ①おやつを持ち込については、カロリーや塩分の制限を必要とされる方以外は特に規制はありませんが、一度にたくさんの量の持ち込みはご遠慮をお願いします。生もの持ち込みについては一度で食べきれぬ量でお願いします。持ってこられた場合は必ず職員へお伝えください。
- ②認知症専門棟を利用される方やご自身で管理できない方は職員で管理させていただきますので介護職員へご相談ください。
- ③各お部屋に冷蔵庫がありませんのでお部屋での保管が出来ないことがあり、場合によっては預からせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ④アルコール類の持ち込みについてはあらかじめ相談員にご相談ください。

5、設備・備品および持ち物等について

- ①施設内のベッド、寝具類、備品等および日常消耗品（入浴時のバスタオル、シャンプー・ボディソープ）は施設で用意いたします。
- ②備品等は丁寧な取り扱いをお願いします。また、ご自身の持ち物が紛失した場合、施設では責任を負えません。ご注意ください。
- ③危険物（はさみ、ナイフ、針等）の持ち込みは「禁止」です。希望される場合は職員へご相談ください。
- ④個人的に必要なある電気製品の持ち込みは、ご相談ください。その際は電気使用料をご負担頂きます。
- ⑤携帯電話について、お持ち込みの場合は事前にご相談下さい。
お持ち込みは可能ですが、通話での使用禁止やメールでの使用には制限がございます。
- ⑥持ち物、利用料金等については、別にご案内いたします。

6、現金・貴重品の持込について

- ①貴金属・預貯金通帳等の貴重品は、持参されないようお願いいたします。貴重品の紛失・破損については施設では責任を負えませんのであらかじめご了承ください。
- ②施設では、原則現金等のお預かりはいたしておりません。ご本人の管理となりますので、保管には十分ご注意ください。どうしても必要な場合は相談員にご相談ください。

7、洗濯について

- ①ご家族・施設洗濯どちらでも可能です。（施設内にコインランドリーを用意していますが、数に限りがございます。出来るだけご自宅にて洗濯していただきますよう、お願いいたします。）施設洗濯を希望される場合、実費徴収にて洗濯をさせていただきます。希望の方は入所初日に介護職員へご相談ください。
- ②下着を含む衣服の着替えはそれぞれの入浴日に行なっています。それ以外の着替えについては個別対応させていただきますのであらかじめご相談ください。

8、理美容について

- ①理美容を月2回（第1・第3水曜日午前中）実施しております。ご利用を希望される方は、各フロアの介護職員へ申し込みしてください。利用料金については毎月の施設利用料金の請求書に記載させていただきますので、施設利用料と一緒に納入をお願いします。利用料金は別紙をご覧ください。

9、施設における感染症への対応と予防について

- ①在宅での生活に比べ、多くの高齢者の方が共同で生活し、また、多くの方が面会に来られる施設生活においては、ご利用者は様々な「感染症」と接触する機会が多くなります。そして、高齢であるがゆえに「感染症」にかかるリスクも高くなりがちです。ご家族におかれましては施設における「感染症」発生リスクを十分認識していただき、万一「感染症」が発生した際の施設の対応にご協力くださいますよう、お願いいたします。なお、「感染症」の疑いのある方には、ご面会をお断りさせていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ②インフルエンザの感染予防として、過去に予防接種を受けてアレルギーや副作用等が出た方を除いて、ご利用者（短期入所利用者は除く）には毎年インフルエンザワクチンを受けていただいています。ご家族へワクチン接種前に、お知らせと問診表を郵送させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、短期入所利用者におかれましては、かかりつけ医での予防接種をお願いします。

10、医療機関等の受診について

- ①専門的な診療や入院治療が必要な場合は、施設医の判断で、協力医療機関（京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所）に依頼いたします。施設入所中、医療保険の使用に大幅な制限があります（薬、注射、採血検査等）。家族の方がかかりつけの医療機関などから薬を貰ってくることもできません。
- ②医療機関への受診が必要な方は、当施設より「診療情報提供書」（現病状と介護老人保健施設の入所者である旨の文書）をお出しいたします。また緊急受診を含め医療機関への受診時にご家族の付き添いをお願いしていますのでご協力をお願いします。
- ③外出・外泊時の医療機関受診の注意点
外出・外泊時（特に日・祭日や時間外）でも、一般の医療機関の受診には、施設からの依頼（状）が必要です。施設医が不在の場合は看護師が対応しますので、受診前に必ず施設へ連絡を入れてください。
- ④歯科受診には上記のような制限は特にありませんが、受診を希望される場合は各フロアの看護・介護職員へご相談ください。特に協力歯科診療所（仁和診療所の歯科より毎週往診してもらい施設内で治療できる）への受診はお申し込みが必要になりますので看護・介護職員へお伝えください。また、施設のほうで歯科受診が必要と判断した場合はあらかじめご家族へ連絡させていただきます。

11、不在者投票について

- 当施設は、各選挙について投票日の数日前に（事前にお知らせします）施設内で不在者投票を実施しています。利用者さんのご意向を確認し、投票用紙を取り寄せて実施いたします。ご家族からご相談があれば、事前に支援相談員までお問い合わせ下さい。